

羽島市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条・第4条）

第3章 市民と議会との関係（第5条・第6条）

第4章 議会と行政との関係（第7条・第8条）

第5章 議会の機能強化等（第9条—第12条）

第6章 災害時における議会及び議員の活動（第13条・第14条）

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第15条—第17条）

第8章 政務活動費等（第18条・第19条）

第9章 議会事務局等（第20条—第22条）

第10章 補則（第23条・第24条）

附則

地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権と責任の範囲が拡大され、議会が果たすべき役割がさらに重要となっています。

こうした中で、羽島市議会は、直接選挙で選ばれた代表者が構成する議事機関として、市民に信頼される議会を目指すため、透明性の高い議会運営を行うこと、市政運営の監視及び評価を行うこと、議員間の自由な議論を重ねること等、議会及び議員の役割を明確化し、議会の機能強化に取り組んでいかなければなりません。

よって、議会及び議員は、市民一人ひとりの信頼と協力を得ながら、日本国憲法と地方自治法のもとでの二元代表制による適切な議会運営に努め、市民福祉の向上及び羽島市の発展に寄与するため、羽島市議会の最高規範としてここに「羽島市議会基本条例」を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民に信頼され、活力ある議会を構築するため、議会及び議員の役割、活動原則その他議会に関する基本事項を定め、もって市民福祉の向上及び羽島市の発展に寄与することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し若しくは通学する個人又は市内において事業若しくは活動を行う個人、法人その他団体をいいます。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 委員会 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいいます。
- (4) 会議等 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第102条に定める定例会及び臨時会、委員会並びに同法第100条第12項に定める会議をいいます。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の役割及び活動原則)

第3条 議会は、市民を代表する議員による合議制の議事機関としての特性を踏まえ、市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させることを役割とします。

2 議会は、前項の役割を果たすため、次の各号に掲げる原則に基づき、活動します。

- (1) 常に市民の視点に立ち、市民に対して開かれた分かりやすい議会運営を行うこと。
- (2) 市民の意見を広く求め、まちづくりに反映させるために必要な政策提言、政策立案等を行うこと。
- (3) 市民の意思を尊重するため、市民参加の機会拡充に努め、情報提供を行うこと。
- (4) 市長等による市政運営が適切に行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 専門的知見の活用並びに政策提言等に必要な研修及び視察の実施により、議会の機能強化に努めること。
- (6) 議会の役割を不断に追及し、議会改革に継続的に取り組むこと。

(議員の役割及び活動原則)

第4条 議員は、市民の代表者として、常に市政の課題を把握し、公益性の見地から市全体を見据え、積極的に討議を行い、市民の多様な意見を市政に反映させることを役割とします。

2 議員は、前項の役割を果たすため、次の各号に掲げる原則に基づき、活動します。

- (1) 市の政策形成に関する調査研究及び多様な観点から市民の意見聴取に努めること。
- (2) 議会が言論の府であること及び意思決定機関であることを十分認識し、議員間の自由な議論を重んずること。
- (3) 市民福祉の向上及び羽島市の発展を目指して活動すること。

- (4) 議会活動及び議員活動について市民に対する説明責任を果たすこと。
- (5) 品位を保ち、誠実かつ公正に活動すること。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、人事案件、政策形成過程等の案件を除き、原則として会議等を公開するものとします。

2 議会は、請願の審査に際し、請願者から趣旨の説明を聴く機会を確保するよう努めるものとします。

3 議会は、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるため、次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。

- (1) 意見交換会
- (2) パブリックコメント
- (3) アンケート調査
- (4) その他議会が必要と認める方法

(広報・広聴活動の充実)

第6条 議会は、市民の知る権利を尊重し、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、多様な方法を用いて、広報・広聴活動の充実に努めるものとします。

2 議会は、広報・広聴活動の充実に図るため、議員で構成する会議体を設置することができます。

第4章 議会と行政との関係

(議論の充実)

第7条 議員は、定例会本会議において一般質問又は代表質問をすることができます。

2 議員は、市長等に対する質問及び質疑（以下「質問等」といいます。）について、広く市政の課題に関する論点及び問題点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができます。

3 市長等は、会議等における質問等に対し、議長又は委員長の許可を得て、当該質問等の趣旨を確認するための発言をすることができるものとします。

4 議会は、市長等が提案する施策等について、必要に応じ、市長等に対し、その政策形成過程の説明を求めることができます。

5 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に対し、施策別又は事業別の説明資料の提出を求めることができます。

(議決事項の追加)

第8条 議会は、法第96条第2項の規定に基づき、法に定めるものを除き、必要な事項を議決事項として追加することができます。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事項については、別に条例で定めます。

第5章 議会の機能強化等

(議員間の自由討議)

第9条 議員は、議会の役割を果たすため、積極的に議員間の自由討議に努め、議論を尽くすものとします。

2 議員間討議は、原則として委員会における活動として行うものとします。

(政策検討会議の設置)

第10条 議会は、市政の課題に関し政策の提言、条例の策定等の必要があると認めるときは、議員で構成する政策検討会議を設置することができます。

(専門的知見の活用)

第11条 議会は、議案等の審議の充実及び政策形成機能の強化のため、学識経験を有する者等の専門的知見を積極的に活用するものとします。

(議員研修)

第12条 議会は、議会の機能強化等のため議員研修の充実強化に努めるものとします。

第6章 災害時における議会及び議員の活動

(災害時における議会の活動)

第13条 議会は、大規模災害等が発生したときは、議長を中心に羽島市議会災害対策本部を設置し、市内の被害状況等の情報共有を図り、かつ市長等と連携するとともに適切な対応について協議し、市民の安全確保及び被害の拡大防止に努めるものとします。

(災害時における議員の活動)

第14条 議員は、大規模災害等が発生したときは、議長へ自らの安否及び所在を明らかにするため、連絡するものとします。

2 議員は、大規模災害等が発生したときは、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導、避難所に対する支援を行う等、地域の一員として共助の取組が円滑に行われるよう努めるものとします。

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬

（政治倫理）

第15条 議員は、市民の代表者として市政に携わる機能及び責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して積極的に活動します。

（議員定数）

第16条 議員定数は、第3条に定める議会の役割及び活動原則に基づき、議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、羽島市議会議員の定数を定める条例（平成12年羽島市条例第38号）により定めるものとします。

2 議員定数を変更するときは、市政の現状及び課題並びに将来の予測、展望等を十分に勘案し、検討するものとします。

（議員報酬）

第17条 議員報酬は、羽島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和42年羽島市条例第32号）に定めるものとします。

2 議員報酬を変更するときは、市政の現状及び課題並びに将来の予測、展望等を十分に勘案し、検討するものとします。

第8章 政務活動費等

(政務活動費)

第18条 法第100条第14項から第16項までに定める政務活動費は、会派に交付します。

2 政務活動費の交付を受けた会派は、第4条に定める議員の役割及び活動原則に基づき、これを適正に使用し、その透明性を確保しなければなりません。

(会派)

第19条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができます。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有して活動する議員で構成します。

第9章 議会事務局等

(議会事務局)

第20条 議会は、法第138条第2項の規定に基づき、議会事務局を設置します。

2 議会事務局は、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うものとしします。

(議会図書室)

第21条 議会は、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとしします。

(予算の確保)

第22条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能の充実を図るため、必要な予算の確保に努めるものとしします。

第 10 章 補則

(他の条例等との関係)

第 23 条 議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければならないものとしします。

(見直し手続き)

第 24 条 議会は、この条例の目的が達成されているかについて、議会運営委員会において検証し、必要に応じてこの条例の見直しその他適切な措置を講ずるものとしします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

(羽島市議会事務局設置条例の廃止)

2 羽島市議会事務局設置条例（昭和 36 年羽島市条例第 17 号）は、廃止します。